目次

論説

契丹隷字考
——女真字の源流——……豊田　五郎…一

莊子逍遙遊本文整理私案……天野　鎮雄…四

宋代の主戸・客戸・佃戸（上）……草野　靖…公

批評と紹介

最近の漢語音韻研究
——切韻の基礎音系に関する論争——……坂井　健一…一〇五

中国科学院歴史研究所資料室編
敦煌資料第一輯……池田　温…一一四

メイリンク・ルーロフス著　アジア貿易と
ヨーロッパの影響
——一五〇〇年から一六三〇年頃までの
インドネシア諸島に於ける——……永積　昭…一一三

ローゼンタール著　十九世紀以前のムスリ
ムの自由の概念……嶋田　襄平…一三八

彙報

和田清先生を偲んで……榎　一雄…一四三

契丹隷字考

——女真文字の源流——

豊田五郎

目次

はしがき
第一章　資料集
　漢文拾遺
　中国参考文献
　邦文参考文献
　契丹綴字資料
　契丹隷字資料
第二章　慶陵哀冊文字
第三章　別種契丹文字
　故太師銘石記の評価
　錦西墓誌の出土
第四章　契丹大小字の新解釈
第五章　契丹隷字の釈読
　錦西墓誌釈読のかぎ
　日付の分類
　数目
　銅印

附録
　A契丹隷字釈読
　B錦西漢文墓誌
　C同上試訳
　D契丹語の一接尾語
　E夏暦月建表
　F契丹隷字解読（案）
　G契丹訳語表
図版一　錦西契丹文墓誌（閻論文8より）
二　錦西漢文墓誌（〃）

はしがき

八、九世紀の蒙古高原は、興安嶺の西辺に到るまでトルコ族に占拠され、トルコ語や突厥文字が使用されていたが、唐書の記載では「契丹突厥不同類」であつたという。

遼河伊通河以東満洲の森林沃野地帯に住んでいたのは、後の満州族の祖をなす靺鞨（畝俱梨、突厥碑文では Bökli）・女真族で、ツングース系の言語を話し、その中間地帯興安・遼西・熱河の松漠に居た契丹・奚・室韋とは異つていたことを文献は記載している。北風揚沙録（説郛巻二十五所収）「（女真）与契丹言語不通」や旧唐書巻百九十九北狄伝「室韋者契丹之別類也」参照。

今の蒙古族は黒竜江上流域によつた室韋の一派であつたことが知られているので契丹・奚・室韋はみな蒙古系の言語を用いていたことは疑いあるまい。

契丹（キタイ、突厥碑文では Qïtay）はその建国した九二〇年に漢字の隷書に基き製字したこと、九二五年頃ウィグルの影響で小字をつくり、さきの大字と併用したことが伝えられているが、大小字の実物については一致した説がなかつた。

本文は一九三九年及一九五一年に中国で発見された新資料及びそれについての中国学者の研究を紹介し、特に日付について契丹文字に対応する漢字を推定しこれに釈読を試みたもので、一九五七年に閻万章が摘出した二十余字を修補して四十五字を一通り意訳することが出来た。私は大字小字の混乱している現状に鑑み、慶陵哀冊の文字を契丹綴字、新発見の別種文字を契丹隷字と名付け区別することとした。後述のように隷字が先に作られた大字で、綴字が小字であることは、殆ど間違いなく、従来の大字小字論争も本文を以て終止符が打たれる筈である。

金史巻七十三列伝第十一の完顔希尹伝に

「金人始無文字。国勢日強、与隣国交好、迺用契丹字。後太祖命希尹、撰本国字、備制度。希尹乃依漢人楷字、因契丹字制度、合本国語、製女直字。天輔三年八月字書成。太祖大悦、命頒行之」と明記してあるにも拘らず不思議にも慶陵哀冊即ち契丹綴字は女真文字と異つた系統のものであることが既に説かれて来たが、契丹隷字は同時代の契丹綴字より遙かに漢字的で後代の女真文字に類似しており、私はこれが女真文字の母体となつたミッシングリンクではないかとひそかに推察している。

第一章　資料集

漢文拾遺（以下漢甲漢乙と称する）

甲　遼史巻二太祖紀下

神冊五年（九二〇年）春正月乙丑、始製契丹大字、九月壬寅、大字成、詔頒行之。……

天賛三年（九二四年）九月丙申朔……甲子、詔磁闥（ビルダ）遏可汗故碑、以契丹突厥漢字紀其功。

乙　王溥（九二二―九八二年）五代会要（九六一年）巻二十九

契丹本無文記、唯刻木為信、漢人陥番者、以隷書之半、就加増減、撰為胡書、同光（九二三年）之後、稍稍有之。

丙　宋人欧陽修（一〇〇七―一〇七二年）新五代史巻七十二、四夷附録第一

宋人葉隆礼　契丹国志巻二十三、国土風俗

至阿保機稍並服旁諸国而多用漢人、漢人教以隷書之半、増損之、作文字数千、以代刻木之約。

丁　元末人陶宗儀　書史会要（一三七六年）巻八

遼太祖耶律氏、諱億、字阿保機、小字啜里只、多用漢人、教以隷書之半、増損之、製契丹文字数千、以代刻木之約、其字如斜朕山勅支走田馬焮急之類是也。

戊　清人趙翼　二十二史劄記巻二十九

永楽大典引　秦再思　紀異録

渤海既平、乃製契丹大字三千余言。

己　契丹国志巻一太祖紀

渤海既平、乃製契丹文字三千余言。

庚　遼史巻六十四表二皇字表

徳祖六子第三、迭剌字雲独昆、天顕元年（九二六年）為中台省左大相、性敏給。太祖曰「迭剌之智卒然図功吾所不及、緩以謀事不如我」。回鶻使至、無能通其語者、太后謂太祖曰「迭剌聰敏、可使遣迓之」。相従二旬、能習其言与書、因制契丹小字、数少而該貫。

辛　葉昌熾　語石巻八

今以歴代国書碑証之、契丹書最少、潘文勤師曽得一雙鈎本、筆画繁重、如以漢文両三字合成一字。

壬　宋人洪邁（一一二三―一二〇二年）夷堅志丙集十八巻　契丹誦詩

契丹小児初読書、先以俗語顚倒其文句而習之。至有一字用両三字者。頃秦使金国時、接伴副使祕書少監王補、毎為予言以為笑。如「鳥宿池中樹、僧敲月下門」両句、其読時則曰「月明裏、和尚門子打、水底裏、樹上老鴉坐」大率如此。補錦州人亦一契丹也。

癸　知上京塩鉄副使鄭恪墓誌銘

君諱恪、世為白磬北原人……君少敏達博学世俗事、通契丹語、識小簡字。……維大安六年（一〇九〇年）歳次庚午十月建丁亥壬辰朔二十四日。

中国参考文献〔以下文1、文2と称する〕

1　奉天図書館（金毓黻編）「遼陵石刻集録」全六巻　一九三四年。

2　羅福成「道宗仁聖皇帝及道宗宣懿皇后国書哀冊考」（奉天図書館編　同上書巻四収　一九三四年）。

3　李文信「契丹小字『故太師銘石記』之研究」満洲中央博物館論叢三号　一九四二年、六七―七四頁。

4　羅福頤「契丹国書管窺」燕京学報第三七期　一九四九年、二〇三―二四一・二六六頁。

5　李文信「義県清河門遼墓発掘報告」考古学報第八冊　一九五四年、一六三―二〇二頁。

6　厲鼎煊「義県出土契丹文墓誌銘考釈」考古学報第八冊　一九五四年、二〇三―二一一頁。

7　劉　謙「遼寧錦西西孤山出土遼墓墓誌」考古通訊一九五六年二期、七一頁。

8　閻万章「錦西西孤山出土契丹文墓誌研究」考古学報一九五七年二期、六九―八二頁。

9　（附）金光平、曽毅公「錦西西孤山契丹文墓誌試釈」考古学報一九五七年二期、八三―八四頁。

10　夏　鼐「武威唐代吐谷渾慕容氏墓誌」一九四八年（考古学論文集収　一九六一年）九五―一一六頁・図版二八。

11　葛魯貝「女真語言文字考」W. Grube; Die Sprach und Schrift der Jučen. 1896.

12　雁羽「錦西西孤山遼蕭孝忠墓清理簡報」考古一九六〇年二期、三四―三五頁。

邦文参考文献（＊番号は宋代研究文献提要）

＊一九五二　L. Kervyn 平山和巳訳「遼の道宗皇帝の陵と契丹文字の最初の哀冊」収書月報七〇　昭一六、八―一一頁。
＊一九六六　今西春秋「女真字銅印」東洋史研究3巻4号　昭一三、図版四と解説。
＊二〇二四　白鳥庫吉「契丹女真西夏文字考」史学雑誌9巻11・12号　明三一、九編九二二―九三六、一〇五四―一〇六八頁。
＊二〇二六　羽田　亨「契丹文字の新資料」大一四　羽田博士史学論文集下収　昭三三、四二〇―四三四頁。
＊二〇二九　村山七郎「契丹字解読の方法」言語研究17・18号　昭二六、四七―七〇頁。
＊二〇三一　長田夏樹「契丹文字解読の可能性」神戸外大論叢2巻4号　昭二六、四〇―六六頁。
＊二〇四四　田村実造「契丹女真西夏の文字」平凡社書道全集15　昭二九、四五―四八頁。
＊二三九二　山路広明「契丹大字考」昭一八。浮田和民博士記念史学論文集三一三―三二二頁。
＊五四六三・五四六四　田村実造・小林行雄。「慶陵」一・二　昭二八。
＊五六二一　山路広明「契丹製字の研究」昭三一。
＊五六二二　山路広明「女真文字の製字に関する研究」昭三二。

契丹綴字資料

一　興宗哀冊　碑身　模写
二　興宗仁懿皇后哀冊　碑身　〃〃
三　道宗哀冊　碑身　写真
四　道宗宣懿皇后哀冊　碑身　〃〃
五　道宗哀冊　篆蓋　写真
六　道宗宣懿皇后哀冊　篆蓋　〃〃
七　大金皇弟都統経略郎君行記　〃〃
八　八角鏡　旧朝鮮総督府博物館〃〃
九　円鏡　旧李王職博物館　〃〃
十　黄釉皿　〃〃
十一　慶陵壁画題銘　〃〃（以上「慶陵」一、二所収＊五四六三・五四六四。）
十二　玉璽　模写　ファーガスン所蔵。契丹字「皇后生日云々」
十三　魚符　拓本　以上遼陵石刻集録〔文1〕
十四　銅器銘（下図参照）　〃〃　東洋文庫Ⅱ16C12村山論文　＊二〇二九。(1)天皇帝　(2)四・二月三日　(3)乙(4)亥(年)一〇三五年豊田試釈。
十五　義県清河門墓誌　写真　考古学報8冊図版九〔文5・文6〕蕭敵烈の一族の墓誌で清寧三年二月廿七日の日付がある。
十六　泉州臨漳城出土碑石　〃〃　呉文良「泉州宗教石刻」一九五七年の六〇頁及び一四八図に「仂犬」とあるのを参照。これが契丹綴字であればその終焉は次の契丹隷字資料十九や廿六と同様十三世紀に下る。恐らく西遼の亡国の後まで北アジアか中央アジアに保存されていた契丹字の名残かもしれない。

契丹隷字資料

十七　宋人王易　燕北録　契丹文字牌。
十八　元末人陶宗儀　書史会要　同上。
十九　成吉思皇帝聖旨牌。羽田亨　成吉思皇帝聖旨牌　＊一九六一、以上羽田博士史学論文集上一三〇―一三六頁参照。

廿　大遼大横帳蘭陵郡夫人建静安寺碑　満蒙昭一〇16巻10号山下泰蔵論文六二―六七頁　〒一九五〇。拓本によるとこの碑にある永・月・仁など数個は錦西墓誌と共通である。

廿一　故太師銘石記　李文信〔文3〕・閻万章〔文8〕

廿二　錦西西孤山出土墓誌　劉謙〔文7〕・閻万章〔文8〕

廿三　銅印　今西竜博士所蔵　今西春秋　〒一九六六。

廿四　〃〃　東北博物館所蔵　閻万章〔文8〕

廿五　〃〃　内蒙古自治区博物館所蔵。文物　一九六一年九期李逸友論文六四頁。

廿六　西遼銅印　新疆省イリ・沙雅出土。文物　一九五九年三期李遇春報告七四頁。

第二章　慶陵哀冊文字

一九二二年熱河のカトリック司祭ケルヴィンは、内蒙古バリン左旗のワールインマンハの遼の帝后陵たる慶陵から契丹文哀冊二面を発見しその鈔写を発表した。〒一九五二。

一九三〇年夏には慶陵から別の契丹文哀冊二組四面が湯玉麟の息子湯佐栄の命で持出され、一九三二年に奉天で田村実造教授ら日本の学者によつて再発見されたが、王静如及び羅福成の努力で漢字との対訳が試みられ、契丹文字が識者に知られることとなつた。篆蓋と碑身の文字の分析で、上記の哀冊は、最初の二面が興宗と仁懿皇后のもので、後の四面（篆蓋碑身各一対）が道宗と宣懿皇后のものであることが判明した。〒二〇四四。

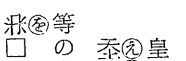
田村実造博士は慶陵の契丹文字研究の成果を要約しているが、その著慶陵によるとこうである（豊田抄出）。

〃その構成は三百余の原字から成る。原字は単独字の外二～七個を合成して一語を作る。構成法は原字二個を限度として左から右へ左下から右下へならべるのが普通である。原字は独立のものと語頭のみのものは表意文字で、他は表音文字と考えられる。契丹文哀冊の文字の構成は、契丹語が多音節語で、名詞の格や動詞形容詞の接尾語などを示す表音文字によつて成立つている点で、アルタイ語と考えられるが、母音調和を表記していない。その表音文字としての音価は、元朝秘史のような漢字音での表記に似ている。〃〒五四六三。

契丹語が漢語と異つていたことは、夷堅志〔漢壬〕に「契丹の小児ははじめ漢文の書を読むのに、まずその俗語でその文句を顛倒して習つている。例えば漢文で鳥宿池中樹、僧敲月下門という詩の句をよむのに、月明の裏に和尚は門を打ち、水の内の樹上に老鴉がとまるとする」と伝えている。既に一九一二年白鳥庫吉博士は遼史、契丹国志、遼史拾遺などから契丹語を拾つて、今日のダフール語に最も似ていることを論じたが、ポッペ教授もダフール語が中世蒙古語諸方言に近く、いわば蒙古語の古形をとゞめる一方言であるとした。

このように契丹族を蒙古族の一派と見て、契丹語を中世蒙古語の一方言と認めることによつて、契丹文字の解読はそのいとぐちを得た。

一九五一年順天堂大学村山七郎教授は「契丹字解読の方法」（言語研究）に於て、白鳥博士の説を土台に十世紀のはじめにウイグル人によつて突厥文字が契丹に輸入されこれが契丹文字のもとになつたといい、言語は蒙古系で表記法は突厥文字系との原則を立て、一見漢字に見える契丹文字を原字に解きほぐし、デンマークのトムセン博士により解読されているオルホン・エニセイ・タラス・東トルキスタンの各種突厥文字のアルファベットと一字宛入念に比較研究し、数十の契丹語をローマ字化し、契丹族の言語をその音価まで略復元する試みをした。〒二〇二九。



一九五〇年になつて李文信等が遼寧省義県清河門西山村に於て遼墓を発掘した際、発見されたものに佐移离畢蕭相公の墓誌篆蓋と契丹文墓誌があり、契丹文墓誌の文字は慶陵哀冊の文字と同じ種類のものであつた。〔文5・6〕

慶陵哀冊の契丹文字の個々の音価について、私は音素文字特に子音を当てる試みをして見た。この方法によつて、或る程度の解読は期待し得るかも知れない。（上表参照）

文献	兎	羊	雞	狗(犬)
遼史	陶里			揭
契丹国志	淘裏			揭(文) 揭(原担)
至元訳語	一	忽 你		和
元朝秘史	討 来	豁 紐		該
華夷訳語	討 来	豁 紐		該
盧龍塞略	討 来	割紐、合賦		該
蒙古文語	taulai	qonin 〈qoy(トルコ)	takiya	※noqo
翻字	T_1L Y	K_1Y	T_2K_2 Y	noqai NK_2
契丹綴字	弩む	狎お	弩や	勠ま

第三章　別種契丹文字

§　故太師銘石記の評価

一九三九年満洲奉天の古美術店に現れた碑石を、当時建国大学教授をしていた故稲葉岩吉博士がとりあげ、盛京時報（康徳六年九月廿七日）記事に「遼聖宗統和間の盆奴大師の墓誌」として報告した。この碑石に対する李文信の研究が一九四二年の満洲国立中央博物館論叢第三号に載せられているので、それをもととして記述を進めることとする。〔文3〕

拓本によると銘蓋は長さ幅各八二cm、縦横を各二本の平行雷文帯で区分して九つとし、古の井田状である。真中の大きい区劃に漢字で故太師銘石記と二行に刻み一行三字でどの字も約一二cm以内で、四隅に夫々牡丹一株を線刻し、残りの四辺に各十二支の三つを線刻している。

銘文は幅八一cm、長さ八〇cmに四十行一行五十四字詰に書かれ、四辺には交互に花半輪を出し之を装飾している。墓誌を十二支神で飾るのは、遼人が唐の形式を襲つたもので、慶陵哀冊とその排列が逆になつている。

慶陵哀聖宗冊

哀冊文	文武大孝宣皇帝哀冊	巳午未	蛇馬羊
哀冊文	文武大孝宣皇帝哀冊	丑子亥	牛鼠猪

故太師銘石記

哀冊文	故太師銘石記	丑子亥	牛鼠猪
哀冊文	故太師銘石記	未午巳	羊馬蛇

武威吐谷渾墓誌

哀冊文	大唐金城県主墓誌銘	亥子丑	
哀冊文		未馬巳	

註

李文信は十二支神排列の逆転を以て故太師銘石記偽作の一証としたが、一九四五年武威出土唐代吐谷渾慕容氏の墓誌にこれと同様逆排列のものがあつたので、偽物と断定する根拠は消えた。〔文8、文10〕

尚閣万章によれば十二支神の服装は円領束帯帽子を戴き靴をはき契丹人の装束に疑いなく、李文信がいうように架空のものではない。李文信も全体の形態が韓筍墓誌銘蓋と似ていることを説いている。その漢字篆文は、字体や作風が義県清河門遼墓出土の佐夷离畢蕭相公墓誌銘蓋と一致している点も真物である証拠である。〔文8〕

墓誌は全部異国書でたまに漢文の語句があり、数字一二三五廿百及び月日等すべて漢字をそのまま用いている。李文信はこの墓誌に就て、某殿太后が臨朝して太師が政を輔け、戸を収め或は掠め獲ること数百等功績が甚だ多かつたと大意を推定している。月日の上には女真文字年の第一画を除いたものを用いている。文中に漢字で

皇帝二行　仁孝三行　全幼四行　殿太后七・九・十行　太后十二行　小将十五行　三百十八・廿一行　二百十九・廿行　半百廿七行　太王卅行　丞汎(えて)皇帝卅行

等の字が読まれ、銘尾に「丞汎(えて)廿五□永(を)十月廿二日」とあるのはこの墓に埋葬した年月に疑いない。（註十一行に丞紱(えあ)廿□永(を)□月の紀年があるが遼代に長さ二十年以上の年号は聖宗の統和廿九年興宗の重熙廿二年のみであり丞紱(えあ)と丞汎(えて)は夫々統和

と重熙に当る筈である。）

その内容が漢字と変改漢字と女真小字に類似した新字及び大部分の不明の新字で成立っていることや、出土経緯が明確でないこともあって李文信は之を偽物と断定したのである。

即ち「遼陵壁画」の人物の題、バリン左旗四方城墳出土黄釉皿の題字、ファーガスン所蔵玉盞の刻銘など皆筆画が簡単で、最近出土した遼大安年鄭恪墓誌の「契丹語に通じ小簡字を識る」〔漢癸〕で証明された契丹小字であったに相違ない。それとこれと比較すると似ても似つかず怪しむべきであるとした。〔文3〕

考古学的証拠によって、稲葉博士説を打破した李文信のこの論文が次に述べる錦西墓誌の考古学的発見によって十余年後には壊え去る結果となったのは皮肉なことである。

§§錦西墓誌の出土

一九五一年夏遼寧省錦西県西孤山で、村民が水源をさがして井戸を掘っていた時、一磚室墓を発見した。中から砂岩の墓誌一組と長頸瓶一つが出たが、その誌蓋は斗を伏せた形で表面内程に陰刻の蓮花文を、四周に唐草文をつらね、裏面に漢文十二行を刻んであり、碑身は長さ六七cm幅六七cm厚さ七・五cmあり、異国書の墓誌銘十八行を刻んであるが、各行の字数はひとしくない。この墓誌銘の発見については一九五六年劉謙の報告〔文7〕があり、一九五七年に閻万章の研究〔文8〕がある。その漢文墓誌銘の記載に大安五年とあり遼の道宗の年号であったため、この異国書はやはり契丹文字の別種であることがわかった。（図版1、2参照）

今錦西墓誌と故太師銘石記と比較すると、其中に同じ字が極めて多く女真文字に似た年の字や漢字を襲用した月日二三五

十等の如き、みな完全に一致しており、さきの故太師銘石記も此種契丹文字である事が立証された。〔文8〕

契丹文字の成立については遼史に契丹建国後まもなく太祖耶律阿保機が隷書を増損して契丹大字を作ったという。（九二〇年）〔漢甲〕ついで太祖の弟の迭剌は恐らく天賛四年（九二五年）に来たらしいウィグル国の使者にその言語文字を習って契丹小字を作ったと伝えている。この小字は数少くして該貫すといわれ大字に比し少く綴音文字であろう。〔漢庚〕この契丹文字は遼の後の金代にも重視され約二七〇年にわたって公に使用された。そして近隣の諸民族にも影響を及ぼし、西夏文字や女真文字は契丹文字に倣って作られたという。ところが文献では宋の王易の燕北録や、元末の陶宗儀の書史会要に朕勅走馬急などの漢字に対応するといわれる異様な文字が契丹文字として伝えられていただけで、立証する遺物がなくそれらが大字か小字かも不明であった。〔文二〇四四〕

慶陵哀冊が発見された時から今日迄、契丹大小字についての解釈はまちまちで、中国では相反する両説が対立し、我が国でも折衷説が出たが、決定的な根拠が欠けていた。最近錦西墓誌と故太師銘石記の契丹文字が、慶陵哀冊と全く異った種類に属していたことがわかり、契丹文字に二つの系統が確立した。

第四章　契丹大小字の新解釈

ここで契丹文字を分類して、一覧することは有意義である。（次表参照）

グルーベの華夷訳語の分析に従うと女真文字はみなで六百九十八字〔文11〕で錦西西孤山墓誌の契丹文字も恐らくは五百字を出なかったであろう。慶陵哀冊の原字より多いがその合成字より少い。

厲鼎煃は永楽大典所引紀異録に「（九二六年）渤海既に平らぎ乃ち契丹大字三千余言を製る」〔漢戊〕と記載してあり、

遼史太祖紀天贊三年（九二四年）に「九月丙申朔……甲子詔してビルゲ可汗の故碑をすりて契丹突厥漢字を以て其の功をしるさしむ」〔漢甲〕というのと前後矛盾する点を指摘して、紀異録の渤海既に平らぐという記事を疑い、烏古既に平らぐの誤りとしてこの事件を神冊四年（九一九年）の烏古征伐にかけている。天贊三年は天顕元年（九二六年）の渤海平定にさきだつ二年であり、製字される以前に使用されることはあり得ないからである。〔文6〕

そして契丹大字を三千余字と決定し、之を慶陵哀冊の合成字と結びつけたのである。

私は紀異録の記事は契丹国志に引用された方が古形と認め文中の契丹大字を契丹文字と修正することにより契丹小字と考えて見たい。そうすれば遼史の天顕元年以前に来たウイグル使者に習つた事とも抵触しない。三千余言というのはいかにも多く、契丹小字が大字に比し数少くして該貫するというのと一致しないように思えるが、これを原字の組合せによる三千余語と解釈すれば少しも不思議でない。

又契丹小字の原字は大字に比べて数少く、一貫した法則で綴ることが可能であつた。後のウイグル式蒙古字の例から考え

記 慶陵哀冊行君郎 銘石墓誌錦西							
分類	漢字音節字	表意字	原字				合成字
			表意字		音素字		
			独立字	頭字			
金(毓)1934		—	小字				
稲葉 1939	小字		(大字)	—			大字
李 1942	偽字		小字				
山路 1943		—	大字	小字			
村山 1951		—	小字				大字
田村 1953		—	大字		小字		
厲 1954	小字		(大字)	—			大字
閻 1957	小字		(大字)	—			大字
金曽 1957	大字		小字				
豊田 1963	契丹隷字		契丹綴字				

て私は慶陵哀冊の原字三百余の半ばを占める表音文字は約十四種の音素文字に大別可能と考えている。約五種の母音と語尾の子音を殆ど省略しているので、同排列の異義語が多くなる。この欠点を補うためと漢字のような字のまとまりを揃えるために、音素文字の形を色色工夫して種類を豊富にしたが、同音で異原字のもの一音平均十種にも及び、それは一字で多音節を有する表意文字の存在と共に、却って契丹文字の体系を複雑で近寄り難いものとして、今日迄解読困難な原因ともなつている。

閻万章は前掲契丹文墓誌研究中に、錦西の新発見墓誌の文字を契丹小字としているが、その根拠は次の通りである。〔文8〕

(1) 錦西墓誌の契丹文字の筆画はみな簡単で、慶陵哀冊の契丹文字は大多数が複雑なこと。

(2) 墓誌中の契丹文字は重複使用字数が多く慶陵哀冊の契丹文字は比較的少い。遼史にいう契丹小字の数少くしてはその字数が契丹大字に比べ少いことであり、錦西墓誌は(2)の点で遼史の記載と合致する。

又知上京塩鉄副使鄭恪墓誌銘に「契丹語に通じ小簡字を識る」とあるので契丹小字の筆画が契丹大字に比して簡単であつたことがわかり、(1)の点で錦西墓誌が契丹小字であることを証明出来るという。

又厲鼎燦は義県出土契丹文墓誌銘考釈に於て慶陵哀冊の契丹文字を契丹大字としている。その論拠はこうである。〔文6〕

(3) 陶宗儀の書史会要〔漢丁〕に挙げられた契丹字五個中の馬の字が道宗哀冊第三〇行に発見された。陶氏はこの字が契丹大字であることを明らかにしていないが、隷書を増損して契丹字数千を製すと説いている点から之を大字と推定している。

これらが中国学界で支配的な説であるが、以上の三点について検討すると、(1)(2)ともに慶陵哀冊の「謚文のように原字を組合わせた」一語と錦西墓誌の一字とを比較しているのでこういう結論に達したものであつて、原字単位で比較すれば慶陵哀冊と錦西墓誌の文字の筆画の繁簡及び字数の頻度は全く逆になつた筈である。(3)の点はわずか一字の合致では偶然性が伴

い決定的でない。大字と小字で同形のものが全くなかつたとはいえず、その根拠は薄弱である。

一九三四年遼陵石刻集録〔文1〕を編集した金毓黻は哀冊の契丹文字がアルファベットを合併変化させて多くの字を作つたものと認め之を契丹小字とした。この考え方は金光平・曽毅公によつて承継された。その共著「錦西西孤山契丹文墓誌試釈」〔文9〕の要約が閻論文の附記として掲載されているので、ここに紹介する。この錦西の契丹文字は慶陵の契丹文字とちがつて字形は簡単で整い、女真文字と甚だ近く、製字法は直接漢字を用い、あるものは漢字の筆画を略し又は改めている。この二種の契丹文字を字形から見ると、いわゆる隷書の半ばを増損したところの契丹大字は、この錦西墓誌の契丹文字と適合しており、慶陵の契丹文字が迭剌の作つた契丹小字にちがいない。

女真文字にも大字小字の二種あり、大字は金太祖の天輔三年（一一一九年）に完顔希尹が作り、皇統五年（一一四五年）に熙宗が又女真小字を作つた。今日の女真文字は大字か小字か不明乍ら、慶陵の契丹文字には全く合わず、錦西の契丹文字と酷似しているので、女真文字が錦西墓誌にあるような契丹文字と漢字の筆画を増減したものであることがわかる。

従つて錦西墓誌を契丹大字として何等差支えなく、女真文字の源流と認めることが出来る。

第五章　契丹隷字の釈読

§　錦西墓誌釈読のかぎ

一九五一年遼寧省錦西県西孤山の古墓で発見された墓誌に、漢文と異国書の二種があり、漢文の墓誌にはその末行に日付が記載されている。

「大安五年歳次己巳十二月一日丁酉朔二十五日辛酉日辛時葬訖」

異国書の墓誌は漢字を混用した一種の簡字体で書かれており、日付と思われるものがすべて九つある。こゝにあげたのはその最後のもので、漢文墓誌の日付に対応することが明らかで次のように釈読出来る。閻万章〔文8〕



大安五年十二月廿五日

§　日付の分類

墓誌日付にあらわれる異国書を数目、年月日、干支、年号に分類すると、年月日は既にのべたように月日であるから、この三字を区切りとして正式の表記法は次のように分類される。

	年号	数目	干支年	数目	干支月	数目	干支日	
I		廿三		五	月	廿	日寺	四行
II						廿		五行
III		三				十	日寺	七行
IV		三				廿	日寺	八・九行
V		二				十五	日寺	十行
VI		三		十二	月	廿	日寺	十・十一行
VII		五				廿五	日	十二行
VIII		三		十二	月	廿	日寺	十六行
IX		五		十二	月	廿五	日	十七行

§ 数　目

数目としてあらわれた字は年に九字、月に十字、日に十八字計三十七字ある。このうち漢字起原のものはそのまま釈読可能である。そこで四、六、七、八、九の五字以外の次の数字をきめることが出来る。

漢　字　一二三四五六七八九十廿
異国書　一二三　五　十廿

さきの三十七字中重複するものと漢字起源の明らかなものを除くと次の通り六種類となり、未確定の五字に当てるには一つ多すぎる。

月は十二カ月しかなく日はすべて十乃至廿の次に出て来るので卅や百があろう筈はない。そこでどれか同一字の異体を含んでいるものと認められる。これを釈読するにはどうするか。

月 ㄱ(り) ㄴ(と) 五 廿(ち)
日 本(に) 女(と) 卅 百

§ 銅　印

この異国書はどこの国の何時代のものであろうか。一九三八年東洋史研究三巻四号に今西竜博士所蔵印の一つが（女真字銅印）として紹介されているが背面左側に刻んである字はこうである。※ 一九六六

X 丞(えあるる)紋北二永(を)五月　日

ここにもさきの墓誌と似た異国書がある。女真文字の知識を以て解釈すると丞(え)は天の女真文字丞(ㄴ)阿卜哈 abka に、永(を)は年の女真文字永(ㄱ)阿揑 aniya によく似ているので、夫々天及び年と推定し、その他の字は漢字に基くものであるから字義通り釈読することが出来る。

天統廿二年五月　日

六朝の北斉に天統の年号（五六五年）があるが、五年のみで終っている上、女真と時代が全くかけはなれているからこれと同一視するわけにいかない。

§ 年　代

さきに述べた漢文墓誌に大安五年歳次己巳とあつた。大安の年号は西夏、遼、金ともに使用したが、金のは短かくて五年はないので之を除外すると、西夏の恵宗大安五年は一〇七九年己未で歳次が異り、遼の道宗大安五年は一〇八九年で正しく己巳に当る。そこでこの異国書は遼代のもので契丹文字の一種であると決定出来る。漢文墓誌の前文にも大遼国と明記してある。

曽て慶陵で帝后哀冊が出土しその文字について研究が進められているが、ここに出現した異国書とは全然似ても似つかないもので、明確に区別する必要がある。

そこでいくつかの原字を組合わせる式の哀冊の文字を契丹綴字と呼び、錦西墓誌の文字を契丹隷字と呼ぶことにする。これは漢字の簡字体であり略字の性質をもつものと思われるからである。

SS　年　号

遼道宗の大安五年（一〇八九年）を遡る一世紀間の年号を調べると次の如くである。

聖宗　統和　（九八三―一〇一二―）　廿九年
　　開泰　（一〇一二―一〇二一―）　九年
　　太平　（一〇二一―一〇三一―）　十年
興宗　景福　（一〇三一―一〇三二―）　一年
　　重熙　（一〇三二―一〇五五―）　廿三年
道宗　清寧　（一〇五五―一〇六五―）　十年
　　咸雍　（一〇六五―一〇七五―）　十年
　　大康　（一〇七五―一〇八五―）　十年
　　大安　（一〇八五―一〇九五―）　十年

遼代に二十年を超える年号は聖宗の統和と興宗の重熙の二つで銅印背文Xの丞紱（えあ）と墓誌Iの丞伉（えて）が夫々これに当ると思われるが、墓誌の作られた大安五年（一〇八九年）に近い重熙が丞伉（えて）にふさわしく、統和を丞紱（えあ）に当てると銅印背文の解釈天統とも合致する。そこで未釈読の年号は二つとなる。

丞紱（えあ）　丞伉（えて）　买石（ふこ）　岦石（さま）　高介（ゆめ）

統和　重熙　大安　？　？

SS　干　支

閻万章は前掲論文〔文8〕で墓誌の干支にふれ、契丹語では五行で十干を代表させ、十二支獣で十二支を代表させたと考えている。

木（甲）　火（丙）　土（戊）　金（庚）　水（壬）
乙　丁　己　辛　癸

鼠牛虎兎竜蛇馬羊猿雞犬猪
子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥

甲子年　木鼠年（キノエネ）
乙丑年　木牛年（キノトウシ）
丙寅年　火虎年（ヒノエトラ）
丁卯年　火兎年（ヒノトウ）

従って墓誌Iの干支丙(の)を馬と考え全文を重熙廿三　馬年五月廿□日と訳したが、果して重熙廿三年は甲午で馬の年に当るので、十二支獣を以て十二支を代表させたことは疑いあるまい。

蒙古語満洲語を通じて十干には青赤黄白黒の五色を当てているが、その起原は女真語に遡ると思われるふしがある。山路広明氏は高麗北青城串山頂摩崖碑にあらわれる黄の例によって、女真語の十干は蒙古語満洲語と同じく色彩を以てあらわし十二支も獣名を用いたことを考証している。又契丹語でも五色で十干をあらわしたようであるが、色そのものでなく色と関係ある金属名を用いたものと考えて、その順序は錆銅金銀鉄としている。例えば漢字の汞（水銀）から契丹字の汞（銀）が

出来たという。〒吾六二、〒吾六三

馮家昇の回鶻文写本菩薩大唐三蔵法師伝研究報告（中国科学院一九五三年）にはミュラーに従いトルコ・ウイグル人の紀年法を三時期に分けている。

第一期　十二支獣紀年　鼠の年牛の年の類。

第二期　五気（五行）を十二支獣に組合わせた。

第三期　五気十二支獣以外に数字を加えた。

オルホン河発見の数種の突厥字碑文は第一期に当る。十二支獣のみで年を記すのは原始的で百年以内に同じ獣名の年が重つて不便なので、ウイグル人は五気（五行）と十二支獣と組合わせ「吉祥の気火、吉祥の羊の年」とか「光明の火、吉祥の兎年」という風にし、十二周から六十周にひろげたが、十世紀以降のウイグル字写本に屢々あらわれる。これが第二期である。

最後の段階は金光明最勝王経抄写の年代のように「大清国康熙二十六〔年〕光明ある火、吉祥ある兎の年」と記した。康熙二十六年は丁卯年で誤りがない。十二支獣で記す方法は漢人は唐代にすでに民間で使用していた。石燈台経咒幢〔金石萃編〕に「乾元二年歳次豕亥、月建兎卯二十六日癸亥建」とあるが唐粛宗の乾元二年（七五九年）は己亥年で猪（豕亥）の年に当つている。

我が国で木火土金水の五気（五行）と十二支獣の組合わせで干支を読むのも、ウイグルと全く同じ方法でその起源はやはり唐代の民間の暦がそのような方法を使用していたのに基くと考えられる。恐らく渤海国でも之を襲用し我が国にもたらしたのであろうか。

このような十世紀の事情から、契丹で五金と十二支獣の組合わせで干支を記したことは、あり得ることで、私は契丹語の五金を次のように考えている。

甲乙	丙丁	戊己	庚辛	壬癸
青錫（アオガネ）	赤銅（アカガネ）	黄金（コガネ）	白銀（シロガネ）	黒鉄（クロガネ）
よ	雙（た）	山（れ）	氷（そ）	蛎（つ）

註　山が金に当ることは大金皇弟郎君行記の第一行第二字でわかる。

錦西墓誌の干支十八字中、独立のものは十二支獣、二字並列のものは五金と十二支獣の組合わせと見てよいが、単に十二支獣の修飾辞と見られる大の字（ウイグルの「吉祥の」や「光明の」などに比較される）があるからこれを区別すべきである。

§§　歳次と月建

錦西墓誌の干支を整理すると次のようになる。

五金	㐌㚔（たつよれ）充氏	四字
大	夾（ふふ）夾	二字
十二支獣	氏（のおむうなや）次牟㐌㚔充	六字

Ⅰの重熙廿三年は歳次甲午であるから氏（の）は馬に当る。氏（の）を馬の略字と考えても無理がなく倒せば牌子の甲とも結びつく。

Ⅳの大安三年は丁卯であるから牟（む）は兎である。

Ⅶの十二月は月建が丑（正月を寅とするところから十二番目は丑）であり𐘀は牛である。𐘁は𐘀の異体同字で同じくⅦの某五大牛年はさきにあげた聖宗興宗道宗三代（大安五年を遡る一世紀間）に聖宗太平五年乙丑（一〇二五年）だけしかないからⅦの年号高介は太平に当ることがわかる。遼史によると太平五年十二月朔は己酉であるからその廿五日も癸酉となり、𐘂𐘃は大雞である。𐘃は恐らく女真字𐘄替和 coko 雞のもとになつた字であろう。

又月建表によると乙丑年十二月の月建は己丑で𐘅𐘆月は契丹語の黄金（戊己）牛月に当り𐘅は金である。

§§ 女真文字よりの復元

既に判明した契丹隷字のうち漢字に起原し又は女真文字に影響を与えたと思われる字は多い。

漢　字　大天年月日牛馬雞

契丹隷字　𐘇𐘈𐘉𐘊月日𐘁𐘋𐘃

契丹隷字　𐘌𐘍𐘎𐘏𐘐𐘑𐘒

女真文字　𐘓𐘔𐘕𐘖𐘗𐘘𐘙

契丹隷字は数字に於ても女真文字に影響を与えた筈であるから女真文字と比較してその釈読を試みることとする。

漢　字　一二三四五六七八九十廿

契丹隷字　一二三𐘚五𐘛廿𐘜𐘝十廿

女真字　(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)

𠂉𠂇彐本ㄥ予廿𐘞(ヲ)(ワ)キス

Ⅳの𐘛を六とし𐘚を四とすると大安三丁卯年の六月は月建丁未で朔は辛巳であるから、廿四は甲辰でその全文は次のように訳することが出来る。

大安三兎年六月銅羊月廿四錫竜日

（丁）卯　丁未　甲辰

従つて𐘟𐘠月は赤銅（丙丁）羊月で𐘡𐘢日は青錫（甲乙）竜日と釈読出来る。

𐘣を八としたのは女真文字𐘤扜困 jakūn 八との類似からであり、又𐘥を九としたのも同じく女真文字𐘦也温 uyun 九との類似から仮定したものであつて之を立証する材料は持合わせていない。そこで新たな資料が出るまで

Ⅲは𐘧𐘨𐘩𐘪𐘫𐘬𐘭

大安三年九月十七日

Ⅷは𐘮𐘯𐘰𐘱𐘲𐘳𐘴

大安三年八月廿四日

以上のように試訳して置く。

Ⅱの𐘵𐘶が銅羊即ち丁未年であるとすれば大安三年（一〇八七年）を遡る最も近い丁未年は道宗の咸雍三年（一〇六七年）で、𐘷月は兎月即ち二月であるから、その月建は癸卯となり次のように訳することが出来る。𐘸は黒鉄（壬癸）である。

〔咸雍三〕銅羊年鉄兎月廿□日大馬日

丁未　癸卯　午

咸雍三年二月朔は遼史によると庚辰であるから、廿□日の𐘹は廿七日丙午の七に当り、上に推定した𐘺の異体という結果となる。

咸雍の年号について闍万章はⅤ、Ⅵの𐘻𐘼をそれに比定している。これを訳して見るとこうである。

Ⅴ　峦石二豕　三月十五日
　　咸雍二年　三月十五日
Ⅵ　峦石三豕廿月十一日
　　咸雍三年　七月十一日

女真文字との比較により四と七の数字の同定は殆ど間違いあるまい。そこで
Ⅳは大安三兎年（数干支）月廿四（干支）日である。
この場合某月は既知の一、二、三、四、五、七、十、十一、十二以外の数字即ち六、八、九の中のいずれかに当る筈である。六、八、九月の月建と朔により夫々の干支を調べると、八月月建と九月の日の干支には既知の雞が含まれており、Ⅳにあらわれる契丹隷字干支と合致せず適当でないため某月即ち丘月は六月と決定しうる。
閻万章は丘月を三月と読み月建を甲辰としたがこゝにその正否を検べて見よう。

大安三年干支表

月　月建　朔　廿四日
六　銅羊月　　錫竜日
　　丁未　辛巳　甲辰
八　金雞月　　鉄蛇日
　　己酉　庚辰　癸巳

九　銀犬月　　鉄雞日
　　庚戌　庚戌　癸酉
三　※錫竜月　　銅鼠日　　註※閻説では木竜
　　甲辰　癸丑　丙子

閻万章の一九五七年の論文〔文8〕にはⅣ夬丐三牟豕丘峦改月廿本充祭日の丘を三としこうのべている。
〝陳垣の二十史朔閏表をしらべると、大安三年の干支は丁卯であり、第四字は則ち「丁卯」の卯に相当することが解る。契丹字の原義を考えるとまさに「兎」と訳すべきである。そして第七字と第八字は「三」と「月」の間にあり、私はきつと月建であろうと思う。知上京塩鉄副使鄭恪墓誌銘の末行に「維大安六年歳次庚午十月建丁亥壬辰朔二十四日」の記載があり、「十月建丁亥」から推定すると大安六年の正月は則ち甲寅をさし、これは中国の夏暦の月建と同じである。……夏暦月建表をしらべると丁卯年三月の月建は「甲辰」であり、第七字と第八字は「木竜」と訳すべきで、第八行から第九行までの紀年の訳文はこうである。

Ⅳ　大安三兎年三木竜月廿□□□日
　　又墓誌第五行の紀年はこうである。
Ⅱ　峦改豕葵牟月廿女乐乃日
　　木竜年□□月廿□□馬日
　　陳垣の二十史朔閏表をしらべると、墓誌の入墓年代から稍近いものは遼の道宗清寧十年（一〇六四年）の干支が甲辰であることを知り得る。墓誌中の木竜年はまさに清寧十年であろう。〟

以上閻万章のいうように𠂤汝が木竜即ち私のいう錫竜（甲辰）年であれば、清寧十年二月の月建は丁卯であり、遼史によると二月朔は丁卯であるから廿日以降で馬の日は廿八日甲午があるだけである。従つて閻万章の訳を補充するとこうである。

Ⅳ　𡈼石　三　𢎘𢦏　　五𠂤汝月廿　本充𢦏　日

大安　三　兎年　三錫竜月廿　四銅鼠　日

閻　大安　三　兎年　三木竜月廿(四火鼠)　日
(丁)卯　甲辰　丙子

Ⅱ　𠂤汝𢦏　𦎫牢　月廿　女乐马　日

錫竜年　銅兎　月廿　八大馬　日

閻　木竜年　(火兎)月廿(八大)馬　日

甲辰　丁卯　(甲)午

Ⅳの廿四日干支たる火鼠（即ち私のいう銅鼠）の火は充で、Ⅱの月建火兎（即ち私のいう銅兎）の火は𦎫となつて全く別字である。そこで閻万章の説は五を三とした最初の出発点が誤つていたことがわかる。

§　故太師銘石記の日付

故太師銘石記にも次の日付がある。

Ⅺ　𢎘絰廿　㚔𢦏节月　十一行

Ⅻ　𢎘汎廿五岩𢦏十月廿二日　川十行

ⅩⅢ　火安卩𢦏　八行

ⅩⅣ　𢎘汎火𢦏冬　十四行

𢎘絰はさきに説明した𢎘紱の異体で統和であり、𢎘汎は同じく𢎘伂の異体で重熙である。

Ⅺの节は雞𢦏の異体と思われ、之を訳すると統和廿□年雞月であるが㚔は既に挙げた数字にあてはまらないので統和廿年（一〇〇二年）壬寅の虎に比定すべきであろう。

Ⅺ　統和　廿虎年〔八〕　雞月

(壬)寅　(己)酉

Ⅻは重熙廿五（一〇五六）□年十月廿二日で、歳次は丙申なので岩は猿であろうが、重熙には廿五年がなく実は清寧二年であり、恐らく清寧改元を知らなかつたものと思われる。

ⅩⅣの火は漢字元で女真字爻はこれに基く。

ⅩⅣ　重熙元年冬

ⅩⅢの火安を大安と李文信は訳したが〔文3〕一〇五六年建碑の銘石記に三十年も後の大安年号の記載があろう筈がなく疑わしい。

火は読めないが安卩を干支と見ると、十干に当る五金のうち錫銅金鉄は既に知られているので安は白銀（庚辛）以外になく、銀牛年即ち辛丑年統和十九年（一〇〇一年）ではないかと考えられる。

故太師銘石記についてさきに稲葉博士が推定した契丹文字説は再び復活裏書きされた。之を一歩前進せしめるべく企てたのが小文であつて、現段階では単に対応する漢字を探し出すに止まつているが、私は契丹隷字が遼治下の三民族の言語——契丹語・女真語・漢語で夫々に読まれたものではないかと想像している(附録A・F参照)。尚将来中国における新たな考古資料の発見により一層完全な解読がなされることを期待するものである。

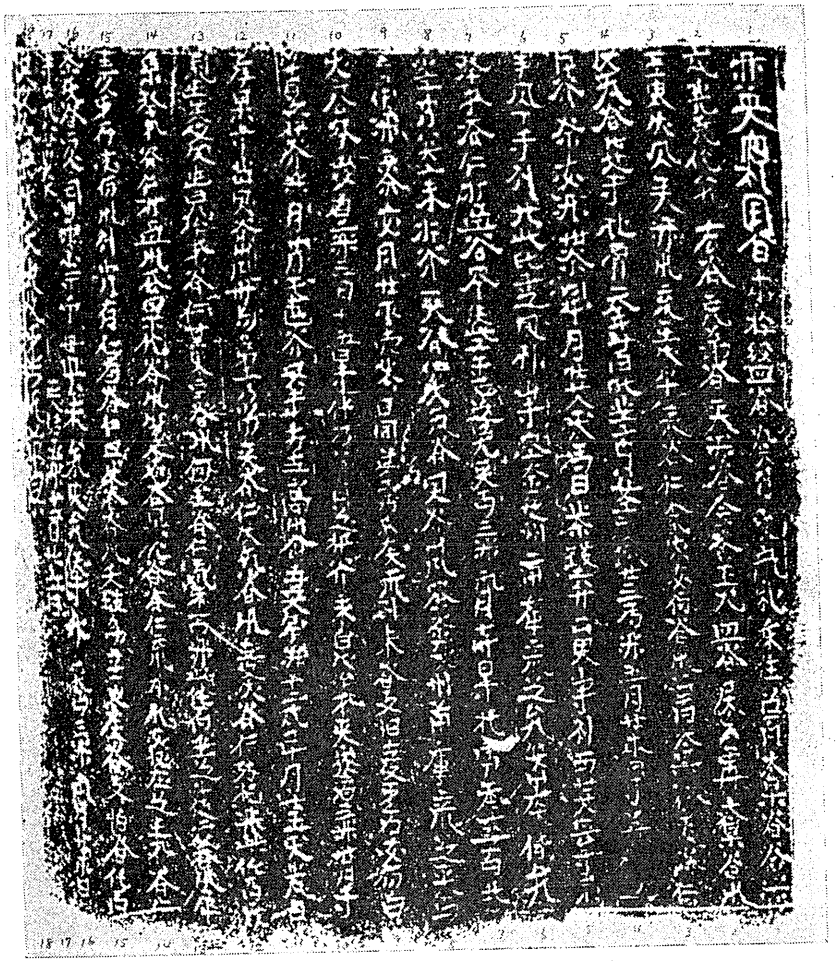
（第一銀行審査部勤務）

附録

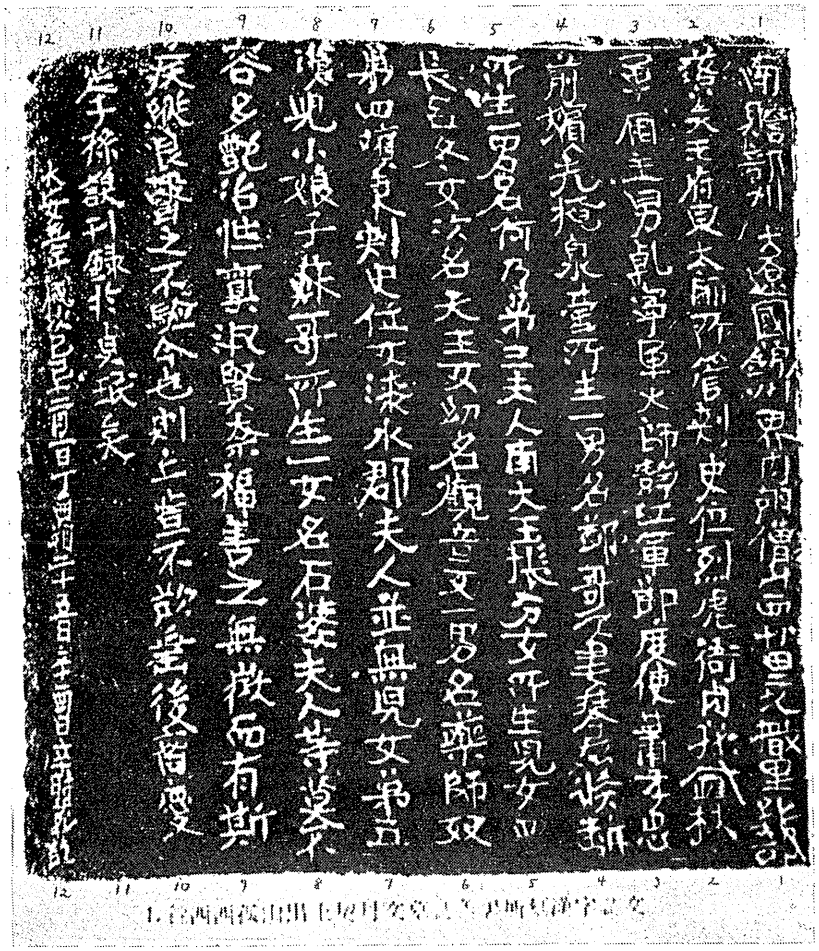
A　契丹隷字釈読

		年号数目	干支年数目	干支月数目	干支日
I	漢	重熙廿三	（甲）午年	五月廿四	日
	隷	丞(えて)侃廿三	馬(のを)年	五月廿(に)木	日
	訳	天熙	馬年	四	
II	漢		丁未年	癸卯月廿七	（丙）午日
	隷		糸(たお)次(を)年	蒸(つな)牢月廿(と)女	乐(ふの)马日
	訳		銅羊年	鉄兎 七	大馬
III	漢	大安 三	年	九 月十七	日
	隷	乐(ふこ)丐三	永(を)年	丌(り)月十廿(と)	日
	訳	大安	年	九 七	
IV	漢	大安 三	（丁）卯年	六丁未月廿四	甲辰日
	隷	乐(ふこ)丐三	牟(むを)永(へたお)丑糸(たお)次月廿(に)本		壳(よう)祭日
	訳	大安	兎年	六銅羊 四	錫竜
V	漢	咸雍 二	年	三 月十五	日
	隷	岔(きき)石二	永(を)年	三 月十五	日
	訳	口百	年		

		年号数目	干支年数目	干支月数目	干支日
VI	漢	咸雍 三	年	七 月十一	日
	隷	岔(きき)石三	永(を)廿(と)	月十一	日
	訳	口百	年	七	
VII	漢	太平 五	（乙）丑年	十二己丑月廿五	（癸）酉日
	隷	高(ゆめ)介五	乐(ふな)足(を)永十二戊(れな)平月廿五		乐(ふや)党日
	訳	高口	大牛年	金牛	大雞
VIII	漢	大安 三	年	八 月廿四	日
	隷	乐(ふこ)丐三	永(を)(ち)丙	月廿(に)本	日
	訳	大安	年	八 四	
IX	漢	大安 五	年	十二 月廿五	日
	隷	乐(ふこ)丐五	永(を)十二	月廿五	日
	訳	大安	年		
X	漢	統和廿二	年	五 月	日
	隷	丞(えある)紋廿二	永(を)年	五 月	日
	訳	天統廿	年		



図版 1．錦西契丹文墓誌（閻論文８より）



図版 2. 錦西漢文墓誌（閻論文８より）

	年号数目	干支年数目	干支月数目	干支日
XI 漢	統和廿	（壬）寅年	（己）酉月	
XI 隷	㊁㊐	㊄㊈	㊍	
XI 訳	天統	虎年	雞	
XII 漢	重熙廿五	（丙）申年	十	月廿二 日
XII 隷	㊁㊏㊐	㊇㊈		
XII 訳	天熙	猿年		月廿二 日

B　錦西西孤山出土漢文墓誌

1 南贍部州大遼国錦州界内門僧山西竹里北撒里比部
2 落奚王府東太師所管刺史位烈虎衙内孫鐵林
3 軍廂主男乾寧軍大師静江軍節度使蕭孝忠
4 前嬪光掩泉臺所生一男名鄭哥次妻琴君條越
5 所生一男名何乃第三夫人南大王帳分女所生児女四
6 長名冬女次名天王女幼名観音女一男名薬師奴

	年号数目	干支年数目	干支月数目	干支日
XIII 漢	□	辛丑年		
XIII 隷	㊍	㊋㊈		
XIII 訳	□	銀牛年		
XIV 漢	重熙 元	年冬		
XIV 隷	㊁㊏㊐	㊈㊍		
XIV 訳	天熙 元	年	冬	

7 第四嬪東刺史位女漆水郡夫人並無児女第五
8 漢児小娘子蘇哥所生一女名石婆夫人等莫不
9 容多艶冶性實淑賢奈福善之無徴而有斯
10 疾縦良医之不験今已則亡豈不欲垂後裔慶
11 延子孫誄刊録於貞珉矣
12 大安五年歳次己巳十二月一日丁酉朔二十五日辛酉日辛時葬訖

C　錦西西孤山出土漢文墓誌試訳

①南贍部洲〔Jambu dvipa〕大遼国錦州界内、門僧山の西竹里の北、撒里比部②落、奚王府東太師所管の刺史位、烈虎衙内の孫、鐵林③軍廂主の息子、乾寧軍太師、静江軍節度使、蕭孝忠〔主人公名〕。
④先妻光掩泉台が生んだのは一男子で鄭哥と名付けた。次の妻琴君條越が⑤生んだのは一男子で何乃と名付けた。第三夫

人は南大王帳分の娘で、生んだのは四人の子女であるが、⑥長女は冬女と名付け、次女は天王女と名付け、幼女は観音女と名付けた。又一男子は薬師奴と名付けた。⑦第四夫人は東刺史位の娘漆水郡夫人で一人も子女がなかつた。第五夫人は⑧漢人の娘蘇哥であつて生んだのは一女子で石婆と名付けた。夫人達は⑨美人揃いで性質もまことに淑やかで賢明であつた。ところがなぜか福善のかいもなくしてこの⑩病気になり、良医に之をまかせても効験なく今やすでにみまかつたが、どうして慶福を子孫後裔にのこそうと欲しないことがあろうか！⑪そこで石碑に刻んで記録した。

⑫大安五年（一〇八九年）己巳十二月一日丁酉朔二十五日辛酉日辛時刻に葬り終えた。

D　契丹語の一接尾語

錦西の契丹文墓誌には日付が九つあつて、仔細にしらべるとその内五つが日付の次に寺という字を伴つている。又義県清河門出土の墓誌銘（契丹綴字資料十五）の日付中𠂤𣍐包孛夭艾丁尸歿（清寧三年二月廿七日）の日の字は夭（か）と灰の組合わせで出来ており、村山教授談によると灰は「…に」という与格の接尾語である。この語尾の契丹綴字は本文十頁の私の解読で、遼史の契丹語陶里弩（む）（翻字TLY taulai nu）の第二原字灰即ちLであつてlaと読めるが、蒙古文語で突児dur, 苔daというところを契丹語ではlaと書つたものであろうか。契丹隷字の寺字が日の字の次に続くところを見ると、契丹綴字の灰に等しくやはりlaと読まれた可能性は強い。

E　夏暦月建表

紀元前後の数字は西暦紀元の最後の一桁の数を示す。羅振玉「鳴沙石室佚書」の敦煌出土陰陽書及び藪内清「支那の天文学」昭一八、一八一・二〇三頁参照。

E　夏暦月建表　（閏表〔文8〕による）

紀年干支		甲	乙	丙	丁	戊	巳	庚	辛	壬	癸
		子寅辰 午申戌	丑卯巳 未酉亥	子寅辰 午申戌	丑卯巳 未酉亥	子寅辰 午申戌	丑卯巳 未酉亥	子寅辰 午申戌	丑卯巳 未酉亥	子寅辰 午申戌	丑卯巳 未酉亥
紀元	前	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8
	後	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
正月		丙寅	戊寅	庚寅	壬寅	甲寅	丙寅	戊寅	庚寅	壬寅	甲寅
二		丁卯	巳卯	辛卯	癸卯	乙卯	丁卯	巳卯	辛卯	癸卯	乙卯
三		戊辰	庚辰	壬辰	甲辰	丙辰	戊辰	庚辰	壬辰	甲辰	丙辰
四		己巳	辛巳	癸巳	乙巳	丁巳	己巳	辛巳	癸巳	乙巳	丁巳
五		庚午	壬午	甲午	丙午	戊午	庚午	壬午	甲午	丙午	戊午
六		辛未	癸未	乙未	丁未	己未	辛未	癸未	乙未	丁未	己未
七		壬申	甲申	丙申	戊申	庚申	壬申	甲申	丙申	戊申	庚申
八		癸酉	乙酉	丁酉	己酉	辛酉	癸酉	乙酉	丁酉	己酉	辛酉
九		甲戌	丙戌	戊戌	庚戌	壬戌	甲戌	丙戌	戊戌	庚戌	壬戌
十		乙亥	丁亥	己亥	辛亥	癸亥	乙亥	丁亥	己亥	辛亥	癸亥
十一		丙子	戊子	庚子	壬子	甲子	丙子	戊子	庚子	壬子	甲子
十二		丁丑	己丑	辛丑	癸丑	乙丑	丁丑	巳丑	辛丑	癸丑	乙丑

F　契　丹　隷

	年号		数目	干	支	年	数目
I 蒙	tngri	(熙)	qorin γurban		morin	ǰil	tabun
I 満	abka	(熙)	orin ilan		morin	aniya	sunja
II 蒙				ǰes	qonin	ǰil	
II 満				sirin	honin	aniya	
III 蒙	yeke	amur	γurban			ǰil	yisün
III 満	amba	elhe	ilan			aniya	uyun
IV 蒙	yeke	amur	γurban		taulai	ǰil	ǰirγuγan
IV 満	amba	elhe	ilan		gūlmahūn	aniya	ninggun
V 蒙	(?)	ǰaγun	qoyar			ǰil	γurban
V 満	(?)	tanggū	juwe			aniya	ilan
VI 蒙	(?)	ǰaγun	γurban			ǰil	doloγan
VI 満	(?)	tanggū	ilan			aniya	nadan
VII 蒙	öndör	(?)	tabun	yeke	üker	ǰil	arban qoyar
VII 満	den	(?)	sunja	amba	ihan	aniya	juwan juwe
VIII 蒙	yeke	amur	γurban			ǰil	naiman
VIII 満	amba	elhe	ilan			aniya	jakūn
IX 蒙	yeke	amur	tabun			ǰil	arban qoyar
IX 満	amba	elhe	sunja			aniya	juwan juwe
X 蒙	tngri	(統)	qorin qoyar		bars	ǰil	tabun
X 満	abka	(統)	orin juwe		tasha	aniya	sunja
XI 蒙	tngri	(統)	qorin		bečin	ǰil	
XI 満	abka	(統)	orin		bonio	aniya	
XII 蒙	tngri	(熙)	qorin tabun		üker	ǰil	arban
XII 満	abka	(熙)	orin sunja		ihan	aniya	juwan
XIII 蒙		(?)		mönggün		ǰil	
XIII 満		(?)		menggun		aniya	
XIV 蒙	tngri	(熙)	terigün			ǰil	
XIV 満	abka	(熙)	sucungga			aniya	

字　解　読（案）　契丹語の代りに蒙古文語　女真語の代りに満洲語　訳とした

干	支	月	数	目	干	支	日
		sara	qorin	dörben			edür
		biya	orin	duin			inenggi
temür	taulai	sara	qorin	doloγan			edür
sele	gūlmahūn	biya	orin	nadan	yeke	morin	inenggi
		sara	arban	doloγan	amba	morin	edür
		biya	juwan	nadan			inenggi
ǰes	qonin	sara	qorin	dörben	toγolγa	luu	edür
sirin	honin	biya	orin	duin	toholon	muduri	inenggi
		sara	arban	tabun			edür
		biya	juwan	sunja			inenggi
		sara	arban	nigen			edür
		biya	juwan	emu			inenggi
altan	üker	sara	qorin	tabun	yeke	takiya	edür
ancun	ihan	biya	orin	sunja	amba	coko	inenggi
		sara	qorin	dörben			edür
		biya	orin	duin			inenggi
		sara	qorin	tabun			edür
		biya	orin	sunja			inenggi
		sara					edür
		biya					inenggi
	takiya	sara					
	coko	biya					
		sara	qorin	qoyar			edür
		biya	orin	juwe			inenggi
	ebül						
	tuweri						

漢字	契丹綴字	翻字	契丹語	契丹隷字	蒙古文語	女真字	満洲語
竜	うゐ	L		㇐	luu	㇐	muduri
蛇	ゐ			㇐	moγai	㇐	meihe
馬	のお			㇐	morin	ノ	morin
羊	おく	KY		㇐	qonin	オ	honin
猿	くや			㇐	bečin	ク	bonio
雞	やま	TKY		㇐	takiya	ヤ	coko
犬	まけ	NK	捏褐（史）	㇐	noqai	マ	indahūn
猪	けふ	KK		㇐	γaqai	ケ	ulgiyan
大	ふこ			㇐	yeke	フ	amba
安	こえ			㇐	amur	コ	elhe
重	えて			㇐	tngri	エ	abka
天	て			㇐	（ ）	テ	（ ）
熙	であ			㇐	（ ）	ア	（ ）
統	あさ			㇐	（ ）	サ	（ ）
和	さき			㇐	ǰaγun	キ	tanggū
咸	きゆ			㇐	öndör	ユ	den
雍	ゆめ			㇐	（ ）	メ	（ ）
正	めみ			㇐	（ ）	ミ	（ ）
元	みし			㇐	terigün	シ	sucungga
冬	しゑ			㇐	ebül	エ	tuweri

G 契丹訳語表

（史）遼史　（志）契丹国志

漢字	契丹綴字	翻字	契丹語	契丹隷字	蒙古文語	女真字	満洲語
一	いろ		迺（志）	一	nigen	イ	emu
二	はに	K	喝（志）	二	qoyar	ロ	juwe
三	ほへ			三	γurban	ハ	ilan
四	と			本	dörben	ニ	duin
五	ち		討（史）	五	tabun	ホ	sunja
六	りぬ		晝里昏（志）	亓	ǰirγuγan	ヘ	ninggun
七	る			廿	doloγan	ト	nadan
				女			
八	をわ	J		瓦	naiman	チ	jakūn
九	かよ	S	賽（志）（史）	亢	yisün	リ	uyun
十	たれ	R	離（志）咿呢（史）	十	arban	ヌ	juwan
廿	そつね			廿	qorin	ル	orin
				北			
年	な			非	ǰil	ヲ	aniya
月	らむ	T		月	sara	ワ	biya
日	ゐのおくやまけふこえてあさきゆめみしゑ			日	edür	カ	inenggi
錫 甲				兎	toγolγa	ヨ	toholon
銅 乙				糸	ǰes	タ	sirin
金 丙				代	altan	レ	ancun
銀 丁				突	mönggün	ソ	menggun
鉄 戊				禁	temür	ツ	sele
鼠 己					quluγana	ネ	singgeri
牛 庚		K		早	üker	ナ	ihan
				乩			
虎 辛		TLY	淘裏（志）陶里（史）	夷	bars	ラ	tasha
兎 壬				牟	taulai	ム	gūlmahūn
龍 癸							